

○経済産業省告示第二十四号

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第十七条第一項の規定に基づき、熱量及び燃焼性の測定を要しない水素ガスの要件等を定める告示を次のように定め、ガス事業法施行規則の一部を改正する省令（令和六年経済産業省令第十三号）の施行の日から施行する。

令和六年三月十一日

経済産業大臣 齋藤 健

1 ガス事業法施行規則第十七条第一項の告示で定める要件は、水素ガスの成分が、国際標準化機構が定めた規格ISO（以下単に「ISO」という。）一四六八七（二〇一九）のGrade Dに適合することとする。ただし、水素ガスの成分がISO一四六八七（二〇一九）のGrade Dに適合するかどうかを確認するに当たっては、ISO一四六八七（二〇一九）のGrade Dの規定にかかわらず、水分、酸素、窒素及びアルゴン（次項の規定による確認をしようとする水素ガスを含む気体に含まれる酸素の成分がISO一四六八七（二〇一九）のGrade Dに適合している場合を除く。）並びに別表の上欄に掲げる水素ガスの区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める成分を確認することで足りるものとする。この場合において、当該水素ガスは、ISO一四六八七（二〇一九）のGrade Dに適合

するものとみなす。

2 ガス小売事業者は、水素ガスが I S O 一四六八七 (二〇一九) の G r a d e D に適合していることについて、毎日一回、確認しなければならない。ただし、水蒸気改質方式により得られた水素ガスにあつては、その確認 (以下この項において「原確認」という。) をした後、当該水素ガスの製造に使用する原料の変更又は水素製造設備の改造及び分解を伴う点検その他の当該水素ガスの成分を変更するおそれがある保守が行われず、かつ、当該水素ガス中の一酸化炭素の濃度が〇・二 p p m 以下であることを一酸化炭素の濃度を自動的に記録する計器を使用して水素製造設備の出口において測定することにより常時確認する場合には、この項本文の規定にかかわらず、原確認の日から起算して一年以内に次回の確認を行えば足りるものとする。

3 前項の規定による確認をしたときは、その結果を記載した記録を作成し、これをその作成した日から一年間保存しなければならない。

4 前項の記録は、電磁的方法 (電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。) により作成し、保存することができる。この場合において、当該記録が必要に応じ電

子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

別表（第一項関係）

水素ガス	成分
一 天然ガスの改質により得られた水素ガス	メタン 炭化水素（メタンを除く。） ヘリウム（液化等によりヘリウムを除去した天然ガスの改質により得られた水素ガスを除く。） 二酸化炭素（吸着等により二酸化炭素を除去して得られた水素ガスを除く。） 一酸化炭素 硫黄化合物 ホルムアルデヒド（水蒸気改質方式により得られた水素ガスを除く。） ギ酸（水蒸気改質方式により得られた水素ガスを除く。）
二 石油由来のガス	メタン

の改質により得られた水素ガス	炭化水素（メタンを除く。） 二酸化炭素（吸着等により二酸化炭素を除去して得られた水素ガスを除く。） 一酸化炭素 硫黄化合物 ホルムアルデヒド（水蒸気改質方式により得られた水素ガスを除く。） ギ酸（水蒸気改質方式により得られた水素ガスを除く。）
-----------------------	---